

7. 議会費財政問題検討部会の協議の経過

目 次

7-1. 目的と検討の枠組	
（1）議会費財政問題検討部会の活動の目的	73
（2）検討を始めるにあたって確認した共通認識	73
（3）検討を進めるための体制	73
7-2. 現状認識と実態調査	
（1）議員の法的位置づけ	73
（2）検討すべき項目の精査	75
（3）議員定数・議員報酬・役職加算・政務活動費の法的根拠及び歴史的経過	76
（4）議員定数、議員報酬、政務活動費 26市の現状	81
（5）議員活動の定義と範囲、実態調査	84
（6）実態調査から算出される実働時間と報酬額	88
（7）市長諮問機関等への議員の参画	93
7-3. 協議検討	
（1）議員定数	97
（2）議員報酬	105
（3）役職加算	124
（4）政務活動費	127
（5）市長諮問機関等への議員の参画	130
7-4. 結びに	135
<hr/>	
議会費財政問題検討部会開催状況	137
視察報告（川越市議会、会津若松市議会、山形市議会）	141

7-1. 目的と検討の枠組

(1) 議会費財政問題検討部会の活動の目的

年間予算3億3,000万円余りを支出して運営されている国立市議会において、議会の役割、議員の仕事を検証し、その額が適正であるか、改善すべきところがあるかを検討し、議会の改革に資することを目的とする。

議会の役割は、地域民主主義の実現に向けた、多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすことであるとの認識のもとで、目的達成を目指し取組を進めるものとする。

(2) 検討を始めるにあたって確認した共通認識

検討を始めるにあたり、検討対象は議会費であるが、単に削減すれば良いというような、安易な取組ではなく、議員の仕事とは何か、法的な位置づけや実際の議員活動の調査も踏まえ、一定の結論を出していくことをお互いの共通認識として確認をした。また、議会費外（各特別予算から支出）ではあるが、市長諮問機関など報酬を伴う審議会・協議会等への出席についても検討することとした。

(3) 検討を進めるための体制

検討の進め方として、部会委員を3グループに分け、それぞれ調査等の作業を行う方法を取ることとした。

- ①議員の法的位置づけ検討ワーキンググループ
- ②議員の活動の実態調査ワーキンググループ
- ③市長諮問機関等検討ワーキンググループ

この3グループがそれぞれ調査検討した結果を、部会で協議し、検討を加えたものを更に特別委員会で協議し、本報告書としてまとめた。

7-2. 現状認識と実態調査

(1) 議員の法的位置づけ

議会費の問題を検討する際の視座として、憲法・法律から議員のあり方を検討した。

ア 公選法の規定による地方議員の位置づけ

- ① 公選法 1 条、この法律は日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、持って民主政治の健全な発達を期することを目的とする。
- ② 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律

イ 憲法・法律に規定された議員の役割と仕事

- ① 議員は憲法擁護義務を持つ。（憲法 99 条）
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。（憲法 15 条）
- ③ 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。（地方自治法 1 の 2）

これらの憲法・法律の規定より、議員は市民全体の福利のために働くものであり、議員の役割として、憲法、法律から導き出せるものは、議員は全体の奉仕者として、市民全体の福祉の向上のために、行政の執行状況や条例の制定、改廃についてチェックすることであり、提案することであるとまとめられる。

ウ 法的位置づけをもとにした協議の視点

- ・議員は議会開催日以外も議員である。

この点からも、議員の仕事とは何か、実際の議員の仕事がどのような実態にあるのか調査する。

- ・議会費は憲法が要請する民主主義のための経費であり、直接市民のものである。

議会は、市民の声を反映させるための民主主義の場である。無駄な議会費は何かを、慎重に検討していくべきであり、市民の声を反映させる議会本来の目的が損なわれない配慮をすべき点を押えた。

- ・議員の削減、議会費の削減の問題の根底にあるものは何か

財政が厳しいなかで、議員への期待と同時に議会や議員に対する不信感もある。その背景には、議員や議会の仕事や役割が市民に十分理解されていないこともある。

市民に議員の仕事や役割を理解してもらう努力を議員・議会で取り組む必要がるのではないか。そのために市民の意見を聴く会や議会報などで議員の仕事や実態について丁寧

に説明し市民の理解を深めていただくとともに、市民の意見をしっかり反映させて、協議をすすめる。

(2) 検討すべき項目の精査

ア 検討の対象

平成25年度議会費予算総額 3億3,339万8千円

イ 検討内容

『議会費』中、当財政検討部会としてはどの項目を取り上げて検討すべきかを話し合った。結果、下記の通り仕分けし、下線部分について協議した。

①議員関係費用（2億6,460万4千円）

(ア) 議員報酬

(イ) 議員期末手当 ※平成25年4月、報酬の4.4ヵ月を3.95ヵ月に改正している。

(ウ) 共済費

(エ) 議員公務災害補償費

(オ) 議会活動に係わる経費

○議員研修会公費謝礼 78,000円

○専門的知見者謝礼 10万円 ※残す。例えば、弁護士意見書一部が10万円

○旅費 費用弁償 3万円

○普通旅費 9万円

○特別旅費として、常任委員会行政視察 一人 6万4千円（1泊2日）

常任委員会行政視察随員分 6万4千円×3人分

○議長関係費用 全国会議等参加旅費

(カ) 議長関係 諸会議参加負担金及び随行の局長分費用 ※負担金は規定あり

(キ) 市政調査費（現在の「政務活動費」） 月額1万円

(ク) 議長及び議会交際費 60万円 ※議長来訪1ヵ所に5千円、講師の食事代等

(ケ) 食糧費 ○来客及び議員用のお茶・コーヒー、視察先への手みやげ代等

(コ) 自動車（タクシー）借上料 ※庁用車をなくしたことによる支出

(サ) 議員健康診断委託料

②議会事務局関係費用

○職員人件費 ○嘱託員報酬 ○議会事務に係わる経費 ○雑誌等購読料 他

③議会運営上必要な経費

○議会報発行事業に係る経費 ○会議録作成事業に係る経費 ○インターネット配信に係る経費 ○その他一負担金、図書購入費

※当初、（オ）議会活動に係わる経費の中の常任委員会行政視察関係費を検討の対象にしていたが、協議に至らず今後の課題とした。

（３）議員定数・議員報酬・役職加算・政務活動費の法的根拠及び歴史的経過

ア 議員定数

地方議員の定数は、日本国憲法第 92 条の「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」との条文に基づき、地方自治法第 90 条及び 91 条において、地方公共団体の条例により定めるものである。

議員定数の歴史的経過は、平成 11 年の地方自治法の一部改正前までは、地方自治法が議員の定数を法定していたが、地方公共団体の自己決定権を高める見地から、同年改正で条例定数制度が採用された。その際、地方自治法に

定められた上限数を超えない範囲内で定めなければならないとされていたが、平成 23 年の地方自治法改正により上限枠が撤廃された。

国立市の場合、国立市議会議員定数条例の一部を改正する条例により 30 人であった議員定数を昭和 62 年 5 月に 28 人とし、その後平成 7 年に 26 人、平成 11 年に 24 人、平成 23 年に 22 人となった。

イ 議員報酬

議員報酬は、地方自治法第 203 条第 1 項及び第 4 項において、

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

と規定されている。

このことに基づき国立市議会においては、国立市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例において、

第1条 市議会議員の報酬および費用弁償ならびに期末手当は、この条例の定めるところによる。

第2条 市議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長および議員の報酬は、次のとおりとする。（平成8年12月議会改定）

議長 月額 575,000 円

副議長 月額 515,000 円

常任委員長 月額 500,000 円

議会運営委員長 月額 500,000 円

議員 月額 490,000 円

以上のように定めている。

議員報酬の歴史的経過は、有斐閣発行の佐藤功著『新版 憲法（下）』によると、議員報酬は地方議会の議員に対して支払われる報酬のことをいう。実質的には議員に対する給与である。なお国会議員に支払われる給与は歳費と呼ばれる。

近代に入って議員の立場が身分代表から国民代表へと変化し、一種の名誉職とされるようになると、議員の活動に要する費用は自ら支払うべきものとして無報酬とする無償主義がとられることとなった。しかし、議員職の専門化・職業化が進むにつれ、他の職業に従事しながら議員活動を行うことは生業を圧迫し、生活を維持することが難しくなった。

また、議員が特定の経済的支援者あるいは党派の領袖の支配下に置かれるといった弊害も生じることが問題となり、さらに普通選挙制の導入においても旧来の無償主義の下では自ら財力を持たない者の議会への進出を妨げることとなり広範な国民が議員職に就くことや有為な人材を得ることが困難となるといった点から反省を受けることとなるに至り、歳費又は報酬が支払われるようになった。

と記されている。

ウ 役職加算

役職加算は、地方自治法第203条第4項において、

第 203 条 4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

と規定されている。

このことに基づき国立市議会においては、国立市議会議員の報酬および費用弁償に関する条例において、

第 5 条の 2 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長および議員で、3 月 15 日、6 月 15 日および 12 月 15 日に在職する者に対し期末手当を支給する。

2 期末手当は、それぞれ前項の期日現在における報酬の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に 3 月に支給する場合においては 100 分の 25、6 月に支給する場合においては 100 分の 180、12 月に支給する場合においては 100 分の 190 を乗じて得た額に、同項の期日以前 6 カ月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 在職期間が 6 カ月の場合 100 分の 100
- (2) 在職期間が 3 カ月以上 6 カ月未満の場合 100 分の 60
- (3) 在職期間が 3 カ月未満の場合 100 分の 30

以上のように定められている。

役職加算の歴史的経過は、平成 2 年度の人事院勧告で、期末手当及び勤勉手当の算定基礎額を、職務段階等に応じ、俸給の月額、調整手当の月額の合計に 20%以内の額を加算した額とする勧告がなされた。

平成 2 年度の東京都人事委員会勧告で、民間の支給傾向等に鑑み、国に準じて職務段階等に応じた加算について、適切な措置を講ずるよう意見された。

上記の状況を踏まえ、国立市でも役職加算を導入した。

現状において、国家公務員、東京都一般職員、東京都特別職（東京都議会議員を含む）、23 区及び 26 市の一般職、区議、市議に役職加算が行われている。

国立市の場合、市議、市長、副市長、教育長、部長が 20%加算、課長が 15%加算、課長補佐が 10%加算、係長が 6%加算、主任が 3%加算である。

人事院勧告が導入した役職加算は、民間のボーナス基礎額が、年功序列賃金に加え、職務給という概念を加える形に変化していることを受けた措置である。つまり、賃金の官民格差是正（民間が高く、公務員が低い）だけではなく、民間が導入している職務給の概念を公務員に反映させようとしたものである。

エ 政務活動費

政務活動費は、地方自治法第 100 条 14 項から 16 項において、

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

と規定されている。

このことに基づき国立市議会では、「国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例」を定め、前述の経費の範囲を決めている。

政務活動費の歴史的経過は、全国市議会議長会において、「公選職」としての議員の特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにするとともに、議員の活動基盤を強化するため、議員報酬を「地方歳費」又は「議員年俸」とすること、さらに調査研究に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等に加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができるよう法律改正を行うことを求め、各議会の協力を得て精力的に要請を行ってきた。その成果として、第 180 回通常国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。（平成 24 年 8 月 29 日）。この改正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め②政務活動費を充てることができる経費の範囲を、条例で定めな

ればならないものとし、③議長は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

国立市の場合、政務活動費は、市政調査をはじめ、議員が議会活動を進めるために、議会費から月額1万円を支出している。政務活動費を充てることができる経費の範囲は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務費・事務所費、となっていて、それぞれ会派ごとに管理され、年度末に領収書と合わせて厳密に報告している。具体的には、各会派、各議員ごとに活動の報告を文書にして配布、他市の先進的な施策の取組を学ぶための視察訪問、必要な資料を購入などに支出している。

(4) 議員定数、議員報酬、政務活動費 26市の現状

多摩26市、議員定数及び市民一人あたりの議員報酬一覧（平成25年度当初予算）

表1

順位	市名	人口（人）	条例定数（人）	議員報酬（円）	市民一人あたりの議員報酬（円）
1	福生市	59,055	20	109,046,000	1,847
2	国立市	74,381	22	135,630,000	1,823
3	羽村市	57,133	18	94,680,000	1,657
4	狛江市	77,209	22	124,416,000	1,611
5	武蔵村山市	71,975	20	105,999,000	1,473
6	東大和市	84,671	22	122,929,000	1,452
7	清瀬市	74,010	20	101,852,000	1,376
8	あきるの市	81,804	21	110,700,000	1,353
9	稲城市	85,841	22	113,670,000	1,324
10	小金井市	114,404	24	143,580,000	1,255
11	昭島市	112,932	22	141,720,000	1,255
12	武蔵野市	139,535	26	173,640,000	1,244
13	国分寺市	118,190	24	139,656,000	1,182
14	青梅市	138,431	24	154,140,000	1,113
15	立川市	178,127	28	194,192,000	1,090
16	東久留米市	116,015	22	122,094,000	1,052
17	三鷹市	179,938	28	188,554,000	1,048
18	多摩市	145,950	26	151,757,000	1,040
19	東村山市	152,468	25	153,639,000	1,008
20	小平市	185,320	28	180,900,000	976
21	西東京市	197,447	28	184,704,000	935
22	日野市	178,543	24	158,400,000	887
23	調布市	223,220	28	186,244,000	834
24	府中市	252,004	30	192,844,000	765
25	町田市	426,205	36	236,129,000	554
26	八王子市	562,679	40	272,760,000	485

※報酬額には、議長、副議長、常任委員会委員長の報酬も合算している

多摩 26 市、議員定数及び議員一人あたりの議員報酬一覧（平成 25 年度当初予算）

表 2

順位	市名	人口（人）	条例定数（人）	議員報酬（円）	議員一人あたりの議員報酬（円）
1	立川市	178,127	28	194,192,000	6,935,429
2	八王子市	562,679	40	272,760,000	6,819,000
3	三鷹市	179,938	28	188,554,000	6,734,071
4	武蔵野市	139,535	26	173,640,000	6,678,462
5	調布市	223,220	28	186,244,000	6,651,571
6	日野市	178,543	24	158,400,000	6,600,000
7	西東京市	197,447	28	184,704,000	6,596,571
8	町田市	426,205	36	236,129,000	6,559,139
9	小平市	185,320	28	180,900,000	6,460,714
10	昭島市	112,932	22	141,720,000	6,441,818
11	府中市	252,004	30	192,844,000	6,428,133
12	青梅市	138,431	24	154,140,000	6,422,500
13	国立市	74,381	22	135,630,000	6,165,000
14	東村山市	152,468	25	153,639,000	6,145,560
15	小金井市	114,404	24	143,580,000	5,982,500
16	多摩市	145,950	26	151,757,000	5,836,808
17	国分寺市	118,190	24	139,656,000	5,819,000
18	狛江市	77,209	22	124,416,000	5,655,273
19	東大和市	84,671	22	122,929,000	5,587,682
20	東久留米市	116,015	22	122,094,000	5,549,727
21	福生市	59,055	20	109,046,000	5,452,300
22	武蔵村山市	71,975	20	105,999,000	5,299,950
23	あきるの市	81,804	21	110,700,000	5,271,429
24	羽村市	57,133	18	94,680,000	5,260,000
25	稲城市	85,841	22	113,670,000	5,166,818
26	清瀬市	74,010	20	101,852,000	5,092,600

※報酬額には、議長、副議長、常任委員会委員長の報酬も合算している

多摩 26 市、政務活動費一覧（平成 26 年度当初予算）

表 3

順位	市名	月額（円）	年額（円）
1	八王子市	60,000	720,000
1	町田市	60,000	720,000
3	立川市	50,000	600,000
4	日野市	45,000	540,000
4	府中市	45,000	540,000
6	武蔵野市	40,000	480,000
7	小平市	30,000	360,000
7	青梅市	30,000	360,000
7	小金井市	30,000	360,000
10	三鷹市	27,000	324,000
11	多摩市	26,000	312,000
12	調布市	25,000	300,000
12	狛江市	25,000	300,000
12	稲城市	25,000	300,000
15	西東京市	20,000	240,000
15	昭島市	20,000	240,000
15	国分寺市	20,000	240,000
15	福生市	20,000	240,000
15	あきる野市	20,000	240,000
20	羽村市	15,000	180,000
21	東村山市	12,500	150,000
22	東大和市	11,000	132,000
23	国立市	10,000	120,000
23	武蔵村山市	10,000	120,000
23	清瀬市	10,000	120,000
26	東久留米市	7,625	91,500
-	26 市平均	26,697	320,365

(5) 議員活動の定義と範囲、実態調査

ア 議員活動の定義と範囲

月額 49 万円の議員報酬が適正か否かを検討するためには、議員の役割、あるべき姿といった本質的な議論が必要である、という共通認識を確認したうえで、無記名で全議員に実働時間、仕事内容、兼業の有無、適切と考える報酬、定数その他についてアンケートを実施する提案がなされ、部会でアンケート素案を検討した。

目的：適正な議会費、議員報酬を考える根拠として、議員の仕事、役割を明確化する必要がある。市民との共通理解、合意形成を図るには、実際の議員活動を公開し、市民と議論することが重要。そのために、議員一人ひとりが行っている活動を内容・実働時間共にアンケート形式で洗い出し、「議会改革」の議論の叩き台にすると共に、市民に公開し、「市民が求める議員像」との擦り合わせを行い「議員のあるべき姿」を探る。

形式：千葉県議会を参考に縦軸に活動区分、横軸にひと月ごとの活動枠をもうけ、枠内に内容と時間数を記入するもの。

当初は千葉県議会の実態調査にならって行う予定だったが、委員会での指摘を受け、会津若松市議会の実態調査を採用。さらに、全議員調査→財政部会有志議員の調査に変更した。

実態調査ワーキンググループ（以下 WG）は、実態調査を行うにあたり、議員活動の定義と範囲を検討することが重要と判断。検討にあたっては、会津若松市議会の「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告（平成 22 年 12 月 2 日）を参考にした。

<参考>会津若松市議会の「議員活動の範囲」

- ① 団体意思等の確定（議決）
- ② 行政の監視
- ③ 行政の評価
- ④ 政策・条例の企画・立案
- ⑤ 議案審議、政策形成のための協議・調整
- ⑥ 議会運営のための会議・協議・調整
- ⑦ 市民との意見交換会
- ⑧ 議案調査、情報収集、調査研究等
- ⑨ 市民相談・意見交換等
- ⑩ 市主催の公的行事への出席

*ただし、いずれの場合も、明白に政党活動・政治活動であると判断される場合は、議員活動とはいえないものである。

上記を参考に、国立市議会の特性をふまえて議員活動の定義と範囲を検討した。部会、委員会での検討を経て、下記の 12 の項目（下記①～⑫）に分類し、さらに地域活動（L）、政党活動（P）、その他審議会等の活動（O）を加えてマトリクス<図 1>上に記した。

●国立市議会の「議員活動の範囲」

- ① 議決・審査
- ② 行政視察
- ③ 協議・調整の場

- ④ 議会の広報・広聴
- ⑤ 政策・条例の立案
- ⑥ 議案審査・審議に必要な活動
- ⑦ 質問・討論の作成
- ⑧ 調査・研究活動
- ⑨ 会派の広報・広聴
- ⑩ 公的行事への出席
- ⑪ 各種市民団体及び地域行事への出席
- ⑫ 個別の市民相談、市民意思の把握活動

- * いずれの場合も、自治会や市民団体の一員として活動する場合は「議員活動」からのぞいた。
- * 公的行事に関して「公務性はない」という見識もあるが、議員であるからこそ出席する行事に関しては議員活動に位置づけた。
- * その他、P：政党活動、L：市民団体、自治会、消防団、ボランティア等の活動、オ：各種審議委員等別途報酬が出ている活動についても、議員活動とはいえないが、実態調査では洗い出しを行った。

イ 部会、実態調査ワーキンググループにおける主な議論

- ・ 審議会や協議会の傍聴はどの項目か？→⑧調査・研究活動でもよいが、⑥議案の審議に必要なものに位置付けるのはどうか。
- ・ 公的行事とは何か？→市あるいは教育委員から議員宛に案内が来るもの。
- ・ 市主催の勉強会や視察は？→調査・研究活動に。
- ・ 天下市、体育協会、幼P連総会、環境浄化協議会などの位置付けは？→議員として招待されたり、案内が来たり、紹介されたりするものは公務としてよいのではないか。
- ・ テーマ制のある視察は調査・研究活動に、議案に関係する視察あるいは審議会等の傍聴は政策・条例の立案あるいは議案の審議に必要なものに分類する。
- ・ これをまとめる目的は？ 時間数を出すより、議員としての仕事はどれだけあるかを市民に示すほうがよいのでは？→目的は、市民に見えていない議員活動を可視化すること。実働時間も含めて示すことが必要。
- ・ 市民団体と一緒に活動する場合は議員活動とはいえないが、議員としてその団体の活動を聞きに行く場合は議員活動として位置付けるべき。
- ・ 会派としての市民への議会報告会は政治活動なのか、市民への報告活動なのか？→市民への報告活動としてよいのでは。
- ・ 議員活動というのは、ベテラン議員の熟練、新人の斬新な視点、問題を見る角度、どちらも大事。全人格的なものとして存在するのが議員。労働時間ではない。特別公務員という位置付けからも、退職してからも「全体に奉仕する」という位置付けがある。たくさん並べて市民に示すほうがよい。最終的には自分の時間と公務は分けられないという結論に行き着けばよい。→議員報酬が高すぎるという市民の声は、議員活動が見えていないことにも起因する。活動を列挙するだけでなく、質・量ともに示していくことが大事。そのあたりを明確にして、議員活動、すなわち議員報酬の保障する範囲をきっちり市民に示していくことが大事。
- ・ 縦軸「公的支援」の意味について→議会費（議員報酬・政務活動費として認められるもの）の保障があるもの。当然、事務局に依頼するなど人的支援も含む。

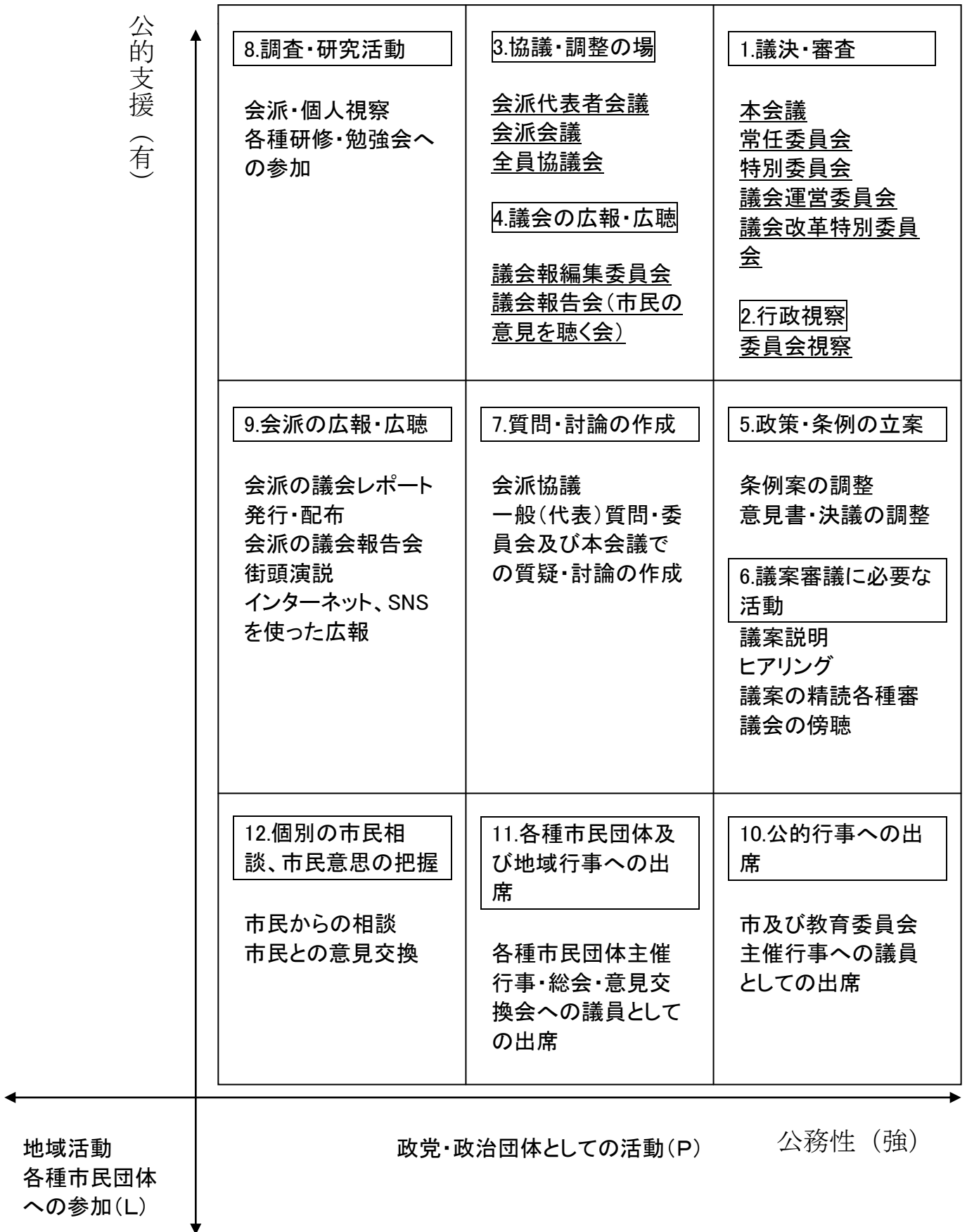
- ・ 9つの区分けの意味について→あくまでも便宜的なもの。右上になるほど、議員の仕事として明確。
- ・ ①の議決・審査、②行政視察は法的に「議員の仕事」として位置付けられている。③は地方自治法改正により位置付けられた自治体もあるが、国立市においては未だ正式に位置付けられていない（→条例部会での協議が重要）が、議員の仕事と全員が判断。④⑤⑥⑦は、①②を行ううえで欠かせない活動。⑧⑨は政務活動費として認められている活動。⑩⑪が最も「線引き」が難しい活動だが、市民としてではなく、「議員」として招待されたり、紹介されたり、参加したりする行事に関しては、議員でなければ出席していないことから、市及び教育委員会主催の行事、各種市民団体主催の行事ともに、「議員の仕事」、と位置付けた。⑫に関しては各議員でかなり時間数に差が出ると思われる。
- ・ 重要なのは、9つの区分けよりも、縦軸、横軸の線の右上に位置するかどうか。

* 部会有志で2013年の実働時間を洗い出し、カウントする。

* 全議員共通、あるいは、委員会で共通のものは、2013年の実働時間（視察の場合は、食事を含まない拘束時間）を洗い出す→事務局に依頼

公的支援と公務性を軸とした議員活動の位置づけ

図1



(6) 実態調査から算出される実労働時間と報酬額

実態調査表<資料1>を用いて5人の財政部会有志議員が2013年1年間の活動を洗い出し、記入した。それぞれの活動、項目分けを精査したうえで、集計し<表4、図2、図3>、平均活動時間を割り出した。このデータをもとに、会津若松市議会方式で報酬額を算出した。

$$\text{試算議員報酬月額} = \text{市長給料月額} \times (\text{議員活動換算日数モデル} / \text{市長職務遂行日数})$$

2013年の市長給料月額=80万7500円 市長職務遂行日数318日

a.) 2013年の議員活動①～⑫の合計から試算

議員活動①～⑫の平均実働時間=1237時間÷8時間=155日=議員活動換算日数モデル

80万7500円×155日/318日=39万3593円

b.) ①～⑫に地域活動(L)を加えて試算

a.にLを加えた平均実働時間=1636時間÷8時間=204日

80万7500円×204日/318日=51万8018円

c.) ①～⑫に議会改革で増えるであろう実働日数を加えて試算

議会改革によって、今後、国立市議会で活動時間として増えるであろう日数を、会津若松市議会の活動モデル日数からピックアップすると、以下の通りになる。

政策討論会(全体会) 1.5日

政策討論会(一分科会) 4.5日

市民との意見交換会(地区別) 2.3日

市民との意見交換会(分野別) 1.1日

広報広聴委員会 8.6日

政策討論会(全体会) 関係 3.8日

政策討論会(一分科会) 関係 5.3日

市民との意見交換会(地区別) 関係 9.8日

市民との意見交換会(分野別) 関係 9.8日

広報広聴委員会関係 9.6日

合計 56.3日

既に国立市議会2013年に含まれている議会報告会に関わる日数=5日であるから、

56日-5日=51日で、a.に加えると、155日+51日=206日

80万7500円×206日/318日=52万3097円